206929　成塚　省三
208197　徳村万貫夫
208237　山崎登志雄
209495　中野　真
209555　塚元　壽男
210318　山崎　敏幸
210332　樋山　知明
210349　飯塚　美幸
212942　塚崎　敏久
213143　藤澤　和弘
213317　金高　誠司
213788　伊藤　明子
300032　石塚　直忠
300049　藤井　信廣
300053　小澤　裕司
301434　渡邊　芳昭

○国土交通省告示第四百七十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
基標（香良洲漁港区域界）から基標（一級河川雲出川河川区域界）に至る間の干潮時水際線から海に向かって五〇メートル離れた線と海岸保全施設裏法先線から陸地に向かって一〇メートル離れた線とによって囲まれた区域	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十二年四月二十八日

○経済産業省告示第百四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十二年四月一日付けをもって中小企業診断士の登録の削除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月二十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
102827	清水　益文
106988	竹中　公一
204789	花木　一臣
211350	馬場　隆幸
213099	塚本　篤
402705	三角　隆司

登録番号	氏名
103860	長澤　勝彦
107712	桑畑　清信
208829	村山　健司
211755	中　善樹
214856	磯部　悟

○国土交通省告示第四百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地の表示

宮ノ入沢

(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第千百八十六号で指定した第十九号に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県山梨市牧丘町牧平字宮ノ入

一八九五番一　一号
一八九四番一　二号
一八八五番　三号
一八七八番　四号
一八七四番　五号から七号まで
一八一六番　八号
一八一五番　九号
一八一四番　十号
一八一〇番一　十一号
一七八九番一　十二号
一七八八番　十三号
一七八七番一　十四号及び十五号
一七七二番一　十六号及び十七号
一七七一番二　十八号

○国土交通省告示第四百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上埜沢の一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県南巨摩郡身延町市之瀬

字下埜　九三九番五
九四八番一
九四九番一及び九四九番二
九五〇番一
一一三九番から一一四五番まで
一一五八番から一一六一番まで
一一六四番
一一六五番一及び一一六五番二
一一六六番
一一六八番及び一一六九番
一一七一番一及び一一七一番二
一一七二番から一一七五番まで
一一七七番から一一八三番まで
一一三二番
一一三五番
二三〇一番から二三〇六番まで
二三二七番から二三三〇番まで

○国土交通省告示第四百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

字日向中村

字埜

○国土交通省告示第四百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第F－416号	火災の危険の少ない家具及び備品（革張り家具）	シーガル（本革）メルクス株式会社	東京都墨田区東駒形三丁目5番10号

○国土交通省告示第四百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和七年内務省告示第三百九号で指定した土地の区域及び昭和十二年内務省告示第四百二十四号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県南巨摩郡身延町大塩

字神田　二九五四番
二九五七番
二九五八番及び二九五九番
二九六八番から二九七〇番まで
二〇二二番
二〇六六番
二四八五番
二四九五番一及び二四九五番二
二四九六番一及び二四九六番二
二五〇一番及び二五〇二番
二五〇四番
二五〇四番地先国有地
二五一一番
二七九八番
二八〇四番二
二八一〇番及び二八一一番
二八一七番
二八二〇番から二八二九番まで
二八三一番
二八三四番から二八四四番まで
二八四六番から二八五二番まで
二九四六番及び二九四七番
二九五一番

字諏訪越

字夏焼

字北山

字昆野